

○大雪消防組合職員の定年等に関する条例

〔平成15年3月28日〕
〔条例第4号〕

改正 平成18年12月27日条例第11号 平成26年4月1日条例第6号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、大雪消防組合職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年）

第2条 職員の定年等に関しては、消防本部又は消防署の所在町職員の例による。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月27日条例第11号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（大雪消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 大雪消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大雪消防組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。